

ホテル業のベンチマーク制度における 対象事業について

平成 2 8 年 1 1 月

資源エネルギー庁 省エネルギー課

対象事業

【対象事業】

日本標準産業分類の旅館・ホテル（7511）の内、**旅館業法における営業許可において「ホテル営業」としているもののうち、以下の基準を満たすホテル**をベンチマーク対象ホテルとし、事業者単位でそのエネルギー使用量の合計が1500kl以上の場合は、ベンチマークの報告が必要となる。

旅館・ホテル（7511）

主として短期間（通例、日を単位とする）宿泊等を一般公衆に提供する営利的な事業所をいう。

【ベンチマーク対象ホテルの基準】 日本ホテル協会の入会基準を一部引用

ホテル業のベンチマーク制度では、以下の2つの基準を満足するホテルをベンチマーク対象ホテルとする。

- 15 m²以上のシングルルームと22 m²以上のツインルーム（ダブルルーム等2人室以上の客室を含む）の合計が客室総数の50%以上あること。
- 朝、昼、夕食時に食事を提供できる食堂があること。

対象事業 (ベンチマーク対象ホテルの基準を設定している理由)

- ホテルの業態は、一般的に**シティホテル、リゾートホテル、ビジネスホテル**に分類されるが、**明確な定義は存在しない。**
- 日本ホテル協会に加盟しているホテルは、主に**シティホテル又はリゾートホテル**に分類されると考えられる。今回のベンチマークの検討では、協会加盟ホテルのデータをサンプルとしていることから、ベンチマーク対象ホテルの基準(前述)を設定し、協会加盟ホテルと同業態のホテルを評価することとする。
- 主に**ビジネスホテル**に分類されるような宿泊に特化したホテルは、経営効率化の観点から、**宿泊客1人あたりの占有面積が小さく、食事の提供は限定的、宿泊客の滞在時間も比較的短い**という特徴があることから、今回のベンチマークでの適切な評価は困難である。

